

機船船びき網漁業の許可等の制限措置

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	漁業を営む者の資格
いわし、しらす機船船びき網漁業	【点の位置】 基点A 安芸郡奈半利町・田野町界共同漁業権境界基点 基点B 安芸市下山県漁場基点第 35 号 【区域】 (ア) 基点Aから磁針方位 207 度 0 分の線及び基点Bから磁針方位 220 度 0 分の線により区切られた海域中安芸郡奈半利町加領郷港口と同郡田野町三ツ石沖定置網の垣網の丘のとめとを結ぶ直線及び同垣網のとめから同郡安田町唐ノ浜沖定置網の垣網の丘のとめを見通した線以北の区域。ただし、両定置網の切りあげ後は、水深 40 メートル以浅の区域とする。	9 月 1 日から同月 30 日まで及び11月 16日から翌年 5 月 31日まで	許可証に記載されている推進機関の馬力数	10トン未満の範囲において許可証に記載されている船舶の総トン数	漁業権区域で操業する場合は、漁業権者の同意のある者
	(ア)の区域のうち高知県漁業協同組合が有し、同漁業協同組合田野支所又は同漁業協同組合安田支所が管理する共同漁業権の漁場区域	10月 1 日から11月 15日まで	許可証に記載されている推進機関の馬力数	10トン未満の範囲において許可証に記載されている船舶の総トン数	漁業権区域で操業する場合は、漁業権者の同意のある者
	【点の位置】 基点A 安芸郡・香南市界納屋谷共同漁業権境界基点 基点B 安芸市伊尾木大師岩共同漁業権境界基点 基点C 安芸市下山県漁場基点第 35 号 点ア 北緯 33 度 29 分 27.5 秒、東経 133 度 55 分 24.4 秒	周年	許可証に記載されている推進機関の馬力数	10トン未満の範囲において許可証に記載されている船舶の総トン数	漁業権区域で操業する場合は、漁業権者の同意のある者

	点イ 北緯 33 度 29 分 16.7 秒、東経 133 度 55 分 19.1 秒 点ウ 北緯 33 度 28 分 59.1 秒、東経 133 度 56 分 00.0 秒 点エ 北緯 33 度 29 分 07.6 秒、東経 133 度 56 分 07.0 秒 点オ 北緯 33 度 29 分 13.9 秒、東経 133 度 55 分 57.7 秒 点カ 北緯 33 度 30 分 06.0 秒、東経 133 度 52 分 15.4 秒 点キ 北緯 33 度 30 分 00.4 秒、東経 133 度 52 分 14.9 秒 点ク 北緯 33 度 29 分 57.9 秒、東経 133 度 52 分 40.6 秒 点ケ 北緯 33 度 30 分 03.4 秒、東経 133 度 52 分 40.0 秒 【区域】 (ア) 次に掲げる区域 a 基点 A から磁針方位 185 度 0 分の線以東及び基点 B から磁針方位 222 度 0 分の線に至る海域中水深 40 メートル以浅の区域（距岸 1,700 メートル以内の区域を除く。）。ただし、距岸 1,700 メートル以内の共同漁業権区域内にあっては、当該漁業権者の承諾を得た場合は、当該承諾の範囲内で操業することができる。 b 点アイ、イウ、ウエ、エオ及びオアを結ぶ 5 直線により囲まれた区域 c 点カキ、キク、クケ及びケカを結ぶ 4 直線により囲まれた区域 (イ) 基点 B から磁針方位 222 度 0 分の線以東及び基点 C から磁針方位 220 度 0 分の線に至る海域中水深 40 メートル以浅の区域				
	【点の位置】 基点 A 安芸郡・香南市界納屋谷共同漁業権境界基点 基点 B 安芸市伊尾木大師岩共同漁業権境界基点	周年	許可証に記載されている推進機関の馬力数	10 トン未満の範囲において許可証に記載されている船	漁業権区域で操業する場合は、漁業権者の同

	基点C 安芸市下山県漁場基点第 35 号 点ア 北緯 33 度 29 分 27.5 秒、東経 133 度 55 分 24.4 秒 点イ 北緯 33 度 29 分 16.7 秒、東経 133 度 55 分 19.1 秒 点ウ 北緯 33 度 28 分 59.1 秒、東経 133 度 56 分 00.0 秒 点エ 北緯 33 度 29 分 07.6 秒、東経 133 度 56 分 07.0 秒 点オ 北緯 33 度 29 分 13.9 秒、東経 133 度 55 分 57.7 秒 点カ 北緯 33 度 30 分 06.0 秒、東経 133 度 52 分 15.4 秒 点キ 北緯 33 度 30 分 00.4 秒、東経 133 度 52 分 14.9 秒 点ク 北緯 33 度 29 分 57.9 秒、東経 133 度 52 分 40.6 秒 点ケ 北緯 33 度 30 分 03.4 秒、東経 133 度 52 分 40.0 秒 【区域】 基点Aから磁針方位 185 度 0 分の線以東及び基点Bから磁針方位 222 度 0 分の線に至る海域中水深 40 メートルから 80 メートルまでの区域。 基点Bから磁針方位 222 度 0 分の線以東及び基点Cから磁針方位 220 度 0 分の線に至る海域中水深 40 メートルから 80 メートルまでの区域			船の総トン数	意のある者
	【点の位置】 基点A 香南市夜須町手結崎灯台 基点B 高知港口防波堤船びき基点 基点C 高知市浦戸御殿の鼻航路導標 基点D 高知市仁井田中の棧橋であれ防波堤基点 基点E 高知市仁井田井流17番地共同漁業権境界基点 基点F 高知市仁井田九窪42番地30号高知港東境界基点 基点G 須崎市下甲崎（甲崎）突端 基点H 須崎市上甲崎（地ノ鼻）突端 基点I 安芸郡・香南市界納屋谷共同漁業権境界基点 基点J 赤岡漁港第 2 防潮堤東端	周年	許可証に記載されている推進機関の馬力数	10トン未満の範囲において許可証に記載されている船舶の総トン数	漁業権区域で操業する場合は、漁業権者の同意のある者

	基点K 後川放水路水門西端 点ア 基点Bから基点Cを見通した線から左に106度34分の線上基点Bから1,435メートルの点 点イ 基点Eから磁針方位167度の線上最大高潮時の海岸線から沖合1,700メートルの点 点ウ 基点Dから基点Bを見通した線から左に14度59分の線と基点Bから基点Dを見通した線から右に126度36分の線との交点 点エ 点ウから磁針方位159度0分の線上点ウから625メートルの点 点オ 基点Fから真方位162度30分の線と点イと点エとを結ぶ直線との交点 【区域】 基点Iから磁針方位185度0分の線以西並びに基点Bと点アとを結ぶ直線及び点アから磁針方位165度0分の線に至る海域中基点Gから基点Hを見通した線以北で、次に掲げる区域を除いた区域。ただし、aの区域にあっては、当該漁業権者の承諾を得た場合は、当該承諾の範囲内で操業することができる。 a 距岸1,700メートル以内であって、dの区域及びeの区域を除いた共同漁業権区域 b 高知港内の区域のうち高知市浦戸えびす渚から真方位334度34分の線以東の外海を除いた区域 c 基点D点ウ、点ウエ、点エオ及び点オ基点Fを結ぶ4直線並びに基点DF間の最大高潮時の海岸線により囲まれた区域 d 基点Aから磁針方位184度0分の線以東の海域のうち漁業権区域 e 基点Jから磁針方位180度0分の線及び基点Kから磁針方位180度0分の線により区切られた海域中最大高潮時の海岸線から沖合700メートルの線に至る区域				
--	--	--	--	--	--

	【点の位置】 基点A 香南市夜須町手結崎灯台 基点B 高知港口防波堤船びき基点 基点C 高知市浦戸御殿の鼻航路導標 基点D 高知市仁井田中の棧橋であれ防波堤基点 基点E 高知市仁井田井流17番地共同漁業権境界基点 基点F 高知市仁井田九窪42番地30号高知港東境界基点 基点G 須崎市下甲崎（甲崎）突端 基点H 須崎市上甲崎（地ノ鼻）突端 基点I 安芸郡・香南市界納屋谷共同漁業権境界基点 基点J 赤岡漁港第2防潮堤東端 基点K 後川放水路水門西端 点ア 基点Bから基点Cを見通した線から左に106度34分の線上基点Bから1,435メートルの点 点イ 基点Eから磁針方位167度の線上最大高潮時の海岸線から沖合1,700メートルの点 点ウ 基点Dから基点Bを見通した線から左に14度59分の線と基点Bから基点Dを見通した線から右に126度36分の線との交点 点エ 点ウから磁針方位159度0分の線上点ウから625メートルの点 点オ 基点Fから真方位162度30分の線と点イと点エとを結ぶ直線との交点 【区域】 基点Jから磁針方位180度0分の線及び基点Kから磁針方位180度0分の線により区切られた海域中最大高潮時の海岸線から沖合700メートルの線に至る区域のうち共同漁業権区域を除いた区域。ただし、共同漁業権区域内にあっては、当該漁業権者の承諾を得た場合は、当該承諾の範囲内で操業することができる。	3月15日から翌年1月14日まで	許可証に記載されている推進機関の馬力数	10トン未満の範囲において許可証に記載されている船舶の総トン数	漁業権区域で操業する場合は、漁業権者の同意のある者
--	---	-------------------------	----------------------------	--	----------------------------------

	【点の位置】 基点A 香南市夜須町手結崎灯台 基点B 高知港口防波堤船びき基点 基点C 高知市浦戸御殿の鼻航路導標 基点D 高知市仁井田中の棧橋であれ防波堤基点 基点E 高知市仁井田井流17番地共同漁業権境界基点 基点F 高知市仁井田九窪42番地30号高知港東境界基点 基点G 須崎市下甲崎（甲崎）突端 基点H 須崎市上甲崎（地ノ鼻）突端 基点I 安芸郡・香南市界納屋谷共同漁業権境界基点 基点J 赤岡漁港第2防潮堤東端 基点K 後川放水路水門西端 点ア 基点Bから基点Cを見通した線から左に106度34分の線上基点Bから1,435メートルの点 点イ 基点Eから磁針方位167度0分の線上最大高潮時の海岸線から沖合1,700メートルの点 点ウ 基点Dから基点Bを見通した線から左に14度59分の線と基点Bから基点Dを見通した線から右に126度36分の線との交点 点エ 点ウから真方位159度0分の線上点ウから625メートルの点 点オ 基点Fから真方位162度30分の線と点イと点エとを結ぶ直線との交点 a 北緯33度29分56.1秒、東経133度34分57.0秒 b 北緯33度29分54.7秒、東経133度35分26.8秒 c 北緯33度30分16.8秒、東経133度35分31.7秒 d 北緯33度30分16.8秒、東経133度36分04.2秒 e 北緯33度30分43.2秒、東経133度35分53.4秒 f 北緯33度30分40.5秒、東経133度35分51.0秒 g 北緯33度30分39.6秒、東経133度35分52.5秒 【区域】 基点Iから磁針方位185度0分の線以西並びに基点Bと点アとを結ぶ直線及び点アから磁針方位165度0分の線に至る海域中基点Gから基点	周年	許可証に記載されている推進機関の馬力数	10トン未満の範囲において許可証に記載されている船舶の総トン数	漁業権区域で操業する場合は、漁業権者の同意のある者
--	--	----	---------------------	---------------------------------	---------------------------

	Hを見通した線以北で、次に掲げる区域を除いた区域。ただし、(a)の区域にあつては、当該漁業権者の承諾を得た場合は、当該承諾の範囲内で操業することができる。 (a) 距岸1,700メートル以内であつて、(d)の区域及び(e)の区域を除いた共同漁業権区域 (b) 高知港内の区域のうち高知市浦戸えびす簀から真方位334度34分の線以東の外海を除いた区域 (c) 基点D点ウ、点ウエ、点エオ及び点オ基点Fを結ぶ4直線並びに基点D F間の最大高潮時の海岸線により囲まれた区域。ただし、a、b及び点エを順次に結んだ直線並びに点エとaとを結んだ直線により囲まれた区域並びにcからgまでの各点を順次に結んだ直線及びgとcとを結んだ直線により囲まれた区域を除く。 (d) 基点Aから磁針方位184度0分の線以東の海域のうち漁業権区域 (e) 基点Jから磁針方位180度0分の線及び基点Kから磁針方位180度0分の線により区切られた海域中最大高潮時の海岸線から沖合700メートルの線に至る区域				
	【点の位置】 基点A 香南市夜須町手結崎灯台 基点B 高知港口防波堤船びき基点 基点C 高知市浦戸御殿の鼻航路導標 基点D 高知市仁井田中の棧橋であれ防波堤基点 基点E 高知市仁井田井流17番地共同漁業権境界基点 基点F 高知市仁井田九窪42番地30号高知港東境界基点 基点G 須崎市下甲崎（甲崎）突端 基点H 須崎市上甲崎（地ノ鼻）突端 基点I 安芸郡・香南市界納屋谷共同漁業権境界基点 基点J 赤岡漁港第2防潮堤東端 基点K 後川放水路水門西端 点ア 基点Bから基点Cを見通した線から左に106度34分の線上基点Bから1,435メートルの点	3月15日から翌年1月14日まで	許可証に記載されている推進機関の馬力数	10トン未満の範囲において許可証に記載されている船舶の総トン数	漁業権区域で操業する場合は、漁業権者の同意のある者

	点イ 基点Eから磁針方位167度0分の線上最大高潮時の海岸線から 沖合1,700メートルの点 点ウ 基点Dから基点Bを見通した線から左に14度59分の線と基点 Bから基点Dを見通した線から右に126度36分の線との交点 点エ 点ウから真方位159度0分の線上点ウから625メートルの点 点オ 基点Fから真方位162度30分の線と点イと点エとを結ぶ直線と の交点 a 北緯33度29分56.1秒、東経133度34分57.0秒 b 北緯33度29分54.7秒、東経133度35分26.8秒 c 北緯33度30分16.8秒、東経133度35分31.7秒 d 北緯33度30分16.8秒、東経133度36分04.2秒 e 北緯33度30分43.2秒、東経133度35分53.4秒 f 北緯33度30分40.5秒、東経133度35分51.0秒 g 北緯33度30分39.6秒、東経133度35分52.5秒 【区域】 基点Jから磁針方位180度0分の線及び基点Kから磁針方位180度0 分の線により区切られた海域中最大高潮時の海岸線から沖合700メー トルの線に至る区域のうち共同漁業権区域を除いた区域。ただし、共同 漁業権区域内にあっては、当該漁業権者の承諾を得た場合は、当該承 諾の範囲内で操業することができる。				

	【点の位置】 基点A 高知港口防波堤船びき基点 基点B 高知市浦戸御殿の鼻航路導標 基点C 土佐市荻岬すずき渚共同漁業権境界基点 基点D 須崎市下甲崎（甲崎）突端 基点E 須崎市上甲崎（地ノ鼻）突端 基点F 高知市春野町文庫ノ鼻突端 基点G 国土交通省荻岬観測所カメラ鉄塔 点ア 基点Aから基点Bを見通した線から左に106度34分の線上基点Aから1,435メートルの点 点イ 基点Cから磁針方位145度0分の線上基点Cから2,320メートルの点 【区域】 基点Aと点アとを結ぶ直線及び点アから磁針方位165度0分の線以西並びに基点Cと点イとを結ぶ線及び点イから磁針方位170度0分の線に至る海域中基点Dから基点Eを見通した線以北で、次に掲げる区域を除いた区域。ただし、aの区域にあっては、当該漁業権者の承諾を得た場合は、当該承諾の範囲内で操業することができる（1月15日から3月14日までの間におけるbの区域を除く。）。 a 距岸1,700メートル以内の共同漁業権区域 b 基点Fから磁針方位170度0分の線及び基点Gから磁針方位145度0分の線により区切られた海域中基点F G間の最大高潮時の海岸線から沖合700メートルの線に至る区域	周年	許可証に記載されている推進機関の馬力数	10トン未満の範囲において許可証に記載されている船舶の総トン数	漁業権区域で操業する場合は、漁業権者の同意のある者
	【点の位置】 基点A 土佐市荻岬すずき渚共同漁業権境界基点 基点B 土佐市白の鼻突端 基点C 須崎市池ノ浦ツヅラ崎突端 基点D 須崎市下甲崎（甲崎）突端 基点E 須崎市上甲崎（地ノ鼻）突端 点ア 基点Aから磁針方位145度0分の線上基点Aから2,320メートルの点	4月6日から翌年1月14日まで	許可証に記載されている推進機関の馬力数	10トン未満の範囲において許可証に記載されている船舶の総トン数	漁業権区域で操業する場合は、漁業権者の同意のある者

	【区域】 基点Aと点アとを結ぶ直線及び点アから磁針方位170度0分の線以西並びに基点Cから磁針方位170度0分の線に至る海域中基点Dから基点Eを見通した線以北の区域。ただし、基点Aと基点Bとを結ぶ直線以西の宇佐港口及び浦の内湾の区域を除く。				
	【点の位置】 基点A 須崎市・中土佐町界青木崎共同漁業権境界基点 基点B 須崎市上甲崎（地の鼻）突端 基点C 須崎市山崎鼻共同漁業権境界基点 基点D 須崎市角谷崎高濬漁業権境界基点 基点E 須崎市角谷岬突端 点ア 基点Aから磁針方位125度0分の線上基点Aから5,400メートルの点 点イ 基点Bから磁針方位170度0分の線上基点Bから5,000メートルの点 点ウ 基点Cから基点Dを見通した線から左に104度23分の線と基点Dから基点Cを見通した線から右に44度19分の線との交点 点エ 基点Cから基点Dを見通した線から左に48度44分の線と基点Dから基点Cを見通した線から右に64度7分の線との交点 点オ 基点Cから基点Dを見通した線から左に54度41分の線と基点Dから基点Cを見通した線から右に76度42分の線との交点 点カ 基点Cから基点Dを見通した線から左に42度16分の線と基点Dから基点Cを見通した線から右に92度35分の線との交点 点キ 基点Cから基点Dを見通した線から左に35度39分の線と基点Dから基点Cを見通した線から右に82度58分の線との交点 点ク 基点Cから基点Dを見通した線から左に34度33分の線と基点Dから基点Cを見通した線から右に85度1分の線との交点 点ケ 基点Cから基点Dを見通した線から左に4度40分の線と基点Dから基点Cを見通した線から右に132度36分の線との交点 【区域】	周年	許可証に記載されている推進機関の馬力数	10トン未満の範囲において許可証に記載されている船舶の総トン数	漁業権区域で操業する場合は、漁業権者の同意のある者

	基点A点ア、点アイ及び点イ基点Bを結ぶ3直線並びに最大高潮時の海岸線により囲まれた海域。ただし、点ウエ、点エオ、点オカ、点カキ、点キク、点クケ及び点ケ基点Eを結ぶ7直線以北の区域並びに共第2,038号（野見及び大谷専用漁場）の漁場区域を除く。				
	【点の位置】 基点A 四万十町冠崎県漁場基点101号 基点B 四万十町興津押上り鼻突端 基点C 四万十町興津赤ばの鼻突端 基点D 高岡郡・幡多郡界風屋谷共同漁業権境界基点 【区域】 基点Aと基点Bとを結ぶ直線以西の区域並びに基点Cから磁針方位120度0分の線及び基点Dから磁針方位120度0分の線により区切られた海域中基点C D間の海岸線から沖合2,000メートルの線に至る区域。ただし、水深45メートル以深の区域を除く。	9月1日から翌年4月30日まで	許可証に記載されている推進機関の馬力数	10トン未満の範囲において許可証に記載されている船舶の総トン数	漁業権区域で操業する場合は、漁業権者の同意のある者
	【点の位置】 基点A 黒潮町井の岬突端 基点B 四万十市平野帖付礫 基点C 四万十市下田道崎突端 基点D 四万十市八束小名鹿突端 基点E 名鹿漁港南防波堤基部 基点F 土佐清水市在岬突端 点ア 基点Bから磁針方位105度0分の線上基点Bから1,500メートルの点 点イ 基点Dから磁針方位90度0分の線上基点Dから1,500メートルの点 点ウ 基点Dから磁針方位90度0分の線と基点Aと点エとを結ぶ線との交点 点エ 基点Eから磁針方位90度0分の線上基点Eから2,650メートルの点 a 北緯32度57分30.1秒、東経133度00分10.6秒 b 北緯32度56分47.9秒、東経133度00分29.6秒	7月1日から翌年5月31日まで	許可証に記載されている推進機関の馬力数	10トン未満の範囲において許可証に記載されている船舶の総トン数	漁業権区域で操業する場合は、漁業権者の同意のある者

	c 北緯32度55分44.9秒、東経133度00分36.2秒 d 北緯32度54分53.2秒、東経133度01分01.2秒 【区域】 次に掲げる区域 (a) 基点Bから磁針方位105度0分の線及び基点Dから磁針方位90度0分の線により区切られた区域のうち海岸線から沖合1,500メートル以内の区域。ただし、(イ)の(a)の区域を除く。 (b) 基点Aと点ウとを結ぶ直線以西の海域中基点Dから磁針方位90度0分の線以北の区域。ただし、(a)の区域、(d)の区域及び(イ)の(a)の区域を除く。 (c) 基点Dから磁針方位90度0分の線、基点Eから磁針方位90度0分の線及び基点Aと点エとを結ぶ線に囲まれた区域。ただし、(イ)の(b)の区域を除く。 (d) 基点Aと基点Fとを結ぶ直線以西の海域中基点Dから磁針方位90度0分の線以北の区域。ただし、水深45メートル以深及び四万十市平野帖付簀から磁針方位105度0分の線以南の海域中海岸線から沖合1,500メートル以内の区域を除く。ただし、共同漁業権の漁場区域にあっては、漁業権者の同意のある場合に限る。				
	【点の位置】 基点A 黒潮町井の岬突端 基点B 四万十市平野帖付簀 基点C 四万十市下田道崎突端 基点D 四万十市八束小名鹿突端 基点E 名鹿漁港南防波堤基部 基点F 土佐清水市在岬突端 点ア 基点Bから磁針方位105度0分の線上基点Bから1,500メートルの点 点イ 基点Dから磁針方位90度0分の線上基点Dから1,500メートルの点 点ウ 基点Dから磁針方位90度0分の線と基点Aと点エとを結ぶ線との交点	4月8日から5月31日まで及び7月1日から11月15日まで	許可証に記載されている推進機関の馬力数	10トン未満の範囲において許可証に記載されている船舶の総トン数	漁業権区域で操業する場合は、漁業権者の同意のある者

	点エ 基点Eから磁針方位90度0分の線上基点Eから2,650メートルの点 a 北緯32度57分30.1秒、東経133度00分10.6秒 b 北緯32度56分47.9秒、東経133度00分29.6秒 c 北緯32度55分44.9秒、東経133度00分36.2秒 d 北緯32度54分53.2秒、東経133度01分01.2秒 【区域】 次に掲げる区域 (a) 基点Bから磁針方位105度0分の線及び基点Dから磁針方位90度0分の線により区切られた区域のうちaからcまでの各点を順次に直線で結んだ線から陸側の区域 (b) 基点Dから磁針方位90度0分の線及び基点Eから磁針方位90度0分の線により区切られた区域のうちcとdとを結んだ直線から陸側の区域				
	土佐清水市布崎と同市下ノ加江丸島とを結ぶ直線以北の下ノ加江湾内の区域	9月1日から翌年6月30日まで	許可証に記載されている推進機関の馬力数	10トン未満の範囲において許可証に記載されている船舶の総トン数	漁業権区域で操業する場合は、漁業権者の同意のある者
かんぱち稚魚機船船びき網漁業	室戸市室戸岬町ビシャゴ渚から真方位154度0分の線以西、宿毛市大藤島頂上から同市沖の島町鶴来島西北端と愛媛県南宇和郡愛南町鼻面崎との中央点を見通した線に至る海域。ただし、所属漁業協同組合所有の漁業権以外の共同漁業権の漁場区域、定置漁業権の漁場区域及びその保護区域並びに土佐清水市大津うるそ鼻共同漁業権境界基点から磁針方位182度0分の線以西の海域のうち、最大高潮時の海岸線から沖合2マイル以内の海域を除く。	6月1日から7月31日まで	定めなし	10トン未満	高知県内に住所を有する者